

宇都宮市地域新電力
事業パートナー選定基準

令和2年11月13日 策定
令和3年 1月 8日 改定

宇都宮市

1	審査の概要.....	1
(1)	事業者選定基準の位置づけ.....	1
(2)	審査の流れ.....	1
(3)	審査委員会の設置.....	1
(4)	優先交渉権者及び次点交渉権者の選定.....	2
(5)	優先交渉権者及び次点交渉権者の決定.....	2
2	第一次審査.....	3
3	第二次審査.....	3
(1)	評価の手順.....	3
(2)	評価の点数.....	3
(3)	評価点の算出方法.....	3

1 審査の概要

(1) 事業者選定基準の位置づけ

「宇都宮市地域新電力事業パートナー選定基準（以下、「本書」という。）」は、宇都宮市（以下、「市」という。）が、宇都宮市地域新電力に係る事業パートナー募集に応募する企業（以下「応募者」という。）の審査にあたり、最も優れた提案を選定するための手順、方法、評価基準等を示すもので、「宇都宮市地域新電力事業パートナー募集要項」と一体をなすものである。

(2) 審査の流れ

審査は二段階に分けて実施するものとする。

応募者が備えるべき参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査（第一次審査）を実施し、第一次審査を通過した応募者のみ、提案内容等を審査する提案審査（第二次審査）を実施する。

第二次審査では提案内容を評価し、得点化する。

(3) 審査委員会の設置

市は、提案審査（第二次審査）に関して、本書を踏まえて総合的に評価を行い専門的見地から助言を受けるために、学識経験者などにより構成される審査委員会を設置する。審査委員会が審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。市は、審査委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、市が設置した審査委員会の委員は次のとおりである。

（委員名は50音順）

表1 審査委員会 委員名

No	委員名（敬称略）	役職等
1	五味淵 郁章	栃木県弁護士会 弁護士
2	斎藤 秀樹	日本公認会計士協会東京会栃木県会 公認会計士
3	林 泰弘	早稲田大学 理工学術院 教授
4	諸富 徹	一般社団法人 日本シュタットベルケ・ネットワーク 理事
5	横尾 昇剛 ★	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授

★：審査委員会委員長

※ なお、公募・選定期間中に審査委員会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外する。

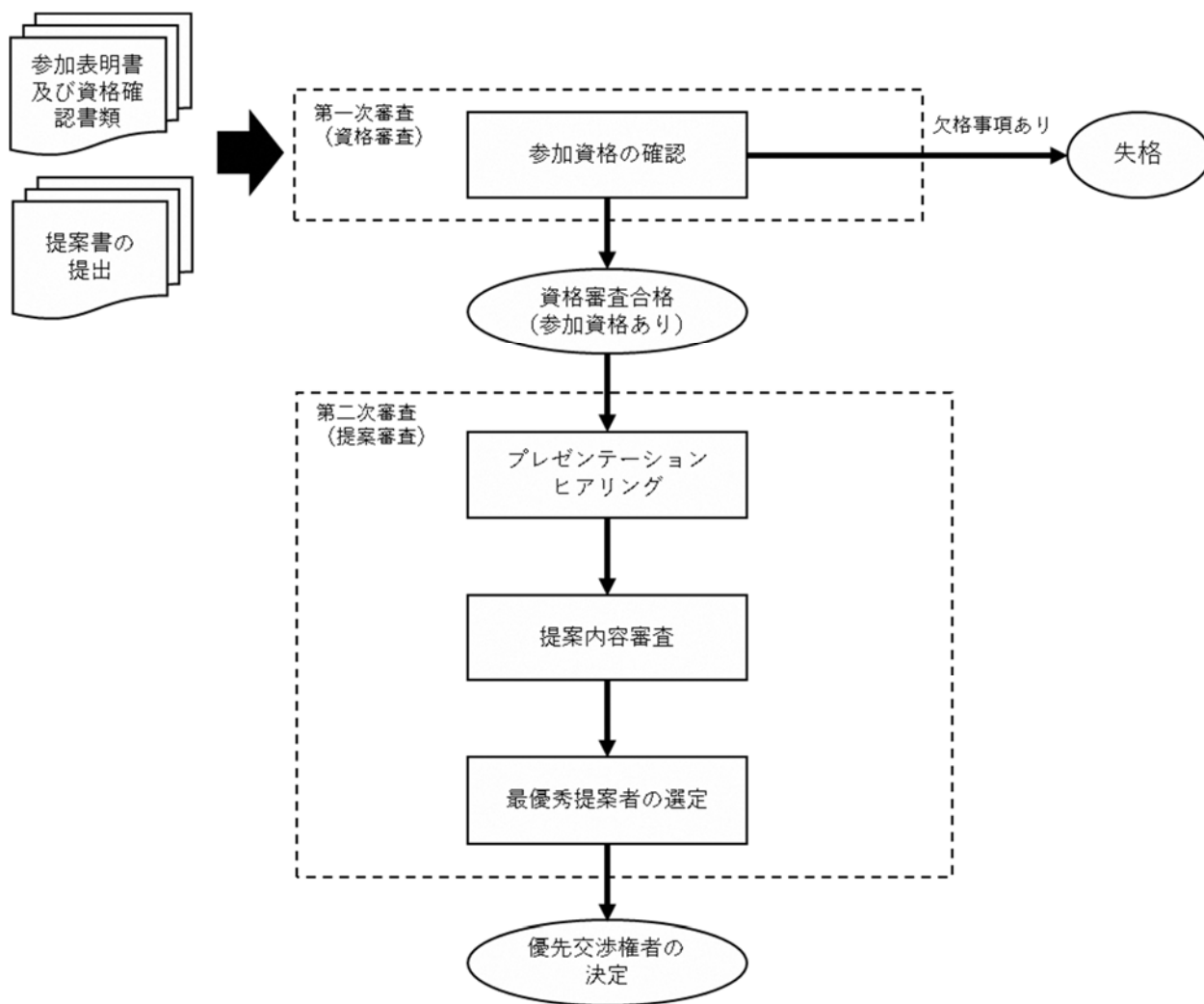


図 1 審査の流れ

(4) 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

第二次審査の結果に基づき、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定要件として、総合評価点が60%以上であることとする。

なお、第二次審査に進んだ応募者が1者であった場合も選定要件を満たしていれば、当該応募者を優先交渉権者に選定する。

また、採点の結果、評価点数が同点になり優先交渉権者候補が2者以上となった場合には、審査項目（表2）のうち「1～4の項目」の獲得点数の高い応募者を優先交渉権者に選定する。次点交渉権者が2者以上となった場合も同様とする。

(5) 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

市は、審査委員会による優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

2 第一次審査

応募者の備えるべき参加資格要件を満たしているかどうかを審査する。満たしていないと判断した場合は失格とする。なお、提出された書類に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

3 第二次審査

応募者から提出された提案書の内容を審査する。審査にあたっては、応募者によるプレゼンテーション、審査委員会による応募者へのヒアリング等の実施を予定している。

なお、応募者から提出された提案書に疑義がある場合は、応募者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、ヒアリング等を実施して確認する場合がある。

(1) 評価の手順

第二次審査は、応募者の提案内容について評価点を算出し、順位付けを行うものとする。

(2) 評価の点数

200点満点とする。

(3) 評価点の算出方法

評価点は、表2及び表3に基づき、各委員が評価したものの合計点を委員の数で除して得点を算出する。

表2 審査項目及び配点

No	大項目	小項目	配点
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10
			10
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10
		再生可能エネルギー等の電源の調達計画	20
			30
3	電力小売計画	小売営業の基本方針	10
		小売予定先の市有施設の供給計画	20
		小売予定先の民間事業者等の供給計画	10
			40
4	収支計画	収支計画の試算※	20
		小売価格・調達価格等の設定方針	10
			30
5	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担	20
		需給管理・調整業務の実施方法	10
			30
6	リスク管理計画	本事業におけるリスクの想定及びその対応策, 出資者間でのリスク分担	20
		緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組み への工夫	10
			30
7	利益活用計画	事業利益活用の基本方針	10
		事業利益を活用した事業内容	20
			30
		合計	200

※ 燃料調整費，再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めて試算すること。燃料調整費は，東京電力エナジーパートナー株式会社が発表する2019年度のデータを参照し，再生可能エネルギー発電促進賦課金は，2020年度（2020年5月分から2021年4月分まで）のデータを参照すること。

※ 提案内容には，表4のア～カに示す事業効果について定量的に算出すること。

表3 評価の基準と得点化の方法

評価	評価の基準	得点化方法
A	特に優れている。	配点×1.00
B	やや優れている。	配点×0.80
C	標準的な内容である。	配点×0.60
D	やや劣っている。	配点×0.40
E	劣っている。	配点×0.20

※ なお、本公募における再生可能エネルギーの定義とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項に定める電気のエネルギー源に従うものとする。

表4 事業効果算出式

<p>ア 地域新電力事業者が小売供給することによるCO₂排出削減総量 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間のCO₂排出削減総量を、市有施設と民間需要施設ごとに計算する。 (市有施設の算出式) 電力調達に係る市有施設の現状CO₂排出量^{*1}－地域新電力事業者が市有施設に小売供給することによるCO₂排出量 (民間需要施設の算出式) 電力調達に係る民間需要施設の現状CO₂排出量^{*1}－地域新電力事業者が民間需要施設に小売供給することによるCO₂排出量</p>
<p>イ 地域新電力事業者が小売する電力の再生可能エネルギー比率 (%) 以下の算出式をもとに、各年度の再生可能エネルギー比率を算出し、10年間の平均値を計算する。 (算出式) 地域新電力事業者が小売する電力の再生可能エネルギー^{*2}供給量／地域新電力事業者が調達する電力総量^{*3}</p>
<p>ウ 地域新電力事業者が小売する電力の地産地消率 以下の算出式をもとに、各年度の地産地消率を算出し、10年間の平均値を計算する。 (算出式) 地産地消電力量^{*4}／地域新電力事業者が調達する電力総量^{*3}</p>
<p>エ 地域新電力事業者設立による地域経済付加価値 以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の地域経済付加価値の合計を計算する。 (算出式) 従業員可処分所得＋地域事業者純利益＋地方税</p>

オ 市有施設のエネルギーコスト削減効果^{※5}

以下の算出式をもとに、事業開始から10年間の市有施設のエネルギーコスト削減額の合計を計算する。

(算出式)

事業開始時の小売予定先施設への、現契約における請求金額と提案内容における請求金額の差分

カ 営業利益

(算出式)

様式4-10を参照し、事業開始から10年間の営業利益の合計を算出する。

※1 市有施設及び民間需要施設のCO₂排出係数は、東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する2019年度の調整後CO₂排出係数である「0.442 (kg-CO₂/kWh) を採用する。

※2 クリーンパーク茂原で発電される電力については、クリーンパーク茂原から市有施設と民間需要施設への小売供給量にバイオマス比率を乗じたものを再生可能エネルギーとして定義する。

※3 日本卸電力取引所 (JEPX) を通じた電力調達量も含める。

※4 市内で発電された電力を使用して市内の需要家に小売供給した電力量。

※5 エネルギーコスト削減効果は、以下の指標を目安とする。

現契約 (「参考資料1-1_電力小売予定先市有施設の電力需要に関する情報」を参照) における請求金額と提案内容における請求金額の差分 (千円) / 現契約に基づく全対象施設の請求金額の合計 (千円) = 1 %

次ページに内容点審査の審査項目・配点・審査のポイントを示す。

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項 参照項目	主な様式
1	実施方針	事業実施にあたっての基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> 本市の目指すまちづくりの方向性や本事業の目的・方針を十分に理解した上で、実現性、継続性や独自性のある提案内容であるか。 資本金や借入金等の調達方針について、財務の健全性確保に寄与するものになっているか。また、条件（調達先、金額、出資時期等）が明示されているか。 地域新電力会社の設立から事業開始までのスケジュールについて、主要な項目がもれなく明示され、具体的かつ実現可能で迅速なスケジュールとなっているか。 	1-(1), 1-(2), 1-(3), 5-(1)	4-2
			10			
2	電力調達計画	電源構成の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> 本市の地域特性（年間の日照時の長さや卒FIT問題など）や地域新電力会社の事業目的（再生可能エネルギーの地産地消）などを踏まえて、電源構成の考え方や電源調達のプロセスが明確に示されているか。 調達コスト、リスク、安定調達のバランスを考慮したものとなっているか。 	1-(1), 1-(2), 1-(3), 5-(6), 6-(2)	4-3
		再生可能エネルギー等の電源の調達計画	20	<ul style="list-style-type: none"> 卒FIT電源を含め、再生可能エネルギー等の電源調達に向けた意欲が感じられ、かつ、それに向けた取組が明確で妥当性があるか。 再生可能エネルギー等の電源の調達計画において、創意工夫がみられ、かつ、実現性・継続性・独自性のある提案内容であるか。 今後約10年経過後に建て替えを想定しているクリーンパーク茂原の代替となる電源調達方法が示されているか。 	1-(1), 1-(2), 1-(3), 5-(6), 6-(2)	
			30			
3	電力小売計画	小売営業の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> 本市の各市有施設の電力契約状況等や地域新電力会社の目的などを踏まえて、小売営業の考え方やプロセスが明確に示され、かつ、本市の方針（当面は市有施設にのみ小売する）に沿った妥当なものとなっているか。 	5-(7), 6-(1)	4-4
		小売予定先の市有施設の供給計画	20	<ul style="list-style-type: none"> 「切替必須施設」について、速やかに地域新電力会社への切り替えが行われる計画となっているか。 「その他の市有施設」について、創意工夫により、本市及び地域新電力会社の双方にメリットがある形で多くの施設が地域新電力会社への切り替えが行われる計画となっているか。 	5-(7), 6-(1)	
		小売予定先の民間事業者等の供給計画	10	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等への供給計画が明確かつ積極的であるか。 民間事業者等への供給計画について、実現性・継続性・独自性の高い提案内容であるか。特に、実現性については、市場調査や他都市の切替実績などのデータに基づく科学的根拠に基づいたものとなっているか。 	5-(7), 6-(1)	
			40			
	収支計画	収支計画の試算	20	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始から10年間の収支計画において、健全性が確保できる計画になっているか。 （損益計算書）…売上高（経営規模は大きい）、営業利益率（本業によるもうけの割合は高い）、当期純利益（処分可能利益は多い） など （貸借対照表）…流動比率（支払能力は十分）、有利子負債比率（他人資本に依存し過ぎていない）、利益剰余金（地域還元事業を見据えた一定の額を確保している） など （C/F計算書）…営業活動によるC/F（増加している）、投資活動によるC/F（適切な年度・妥当な規模の投資である）、財務活動によるC/F（妥当な資金調達・返済となっている） など 資金の調達や返済に無理がなく、収支の見込み方は合理的なものとなっているか。 本事業の実施により、地域内の経済循環が期待できるものになっているか。 市有施設のエネルギーコスト削減効果が期待できるものになっているか。 	5-(4), 5-(5)	4-5 4-9 4-10 4-11 4-12

No	大項目	小項目	配点	審査のポイント	募集要項 参照項目	主な様式
4		小売価格・調達価格等の設定方針	10	<ul style="list-style-type: none"> ・価格設定の考え方やプロセスが明確に示されているか。 ・価格設定に対する妥当性の確認について、継続的なモニタリングを行うための具体的な手法が示されているか。 	5-(7), 6-(1)	
			30			
5	組織管理計画	組織管理の基本方針 事業実施体制及び事業パートナーの 役割分担	20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施体制について、確実かつ円滑に事業を遂行する体制が明確に示されており、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図るとともに、経営の透明性・健全性を確保するための具体的な提案内容であるか。 ・事業パートナーによる役割分担、業務実施体制、会社を設立する際の組織体制について、適性やリスクを考慮するなどの工夫や配慮が見られ、実践的な体制づくりを期待できる提案内容であるか。 ・市内事業者の参画・連携が期待できる内容であるか。 	5-(1), 5-(8), 5-(10)	4-6
		需給管理・調整業務の実施方法	10	<ul style="list-style-type: none"> ・人員やシステムの構築・運用など、業務を確実に遂行するための体制が整っているか。 ・需給管理・調整に資する再生可能エネルギーの発電予測や電力需要予測などについて、精度や効率性の向上に向けた創意工夫がなされているか。 	4-(3), 5-(8)	
			30			
6	リスク管理 計画	本事業におけるリスクの想定及びその 対応策、出資者間でのリスク分担	20	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全体を通して想定されるリスクの把握、分析、評価が適切であり、その対応策が必要十分なものとなっているか。 ・出資者間でのリスク分担は妥当なものであり、リスクへの対応策等と整合しているか。 	5-(8), 5-(10)	4-7
		緊急時に事業を確実に継続できる体 制や仕組みへの工夫	10	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時などにおける業務の継続性を確保するための方針や体制が明確であり、迅速な対応が図られるものとなっているか。 ・現実の災害を想定した場合の対応が示されているなど、具体的で実効性の高い提案内容となっているか。 	5-(8), 5-(10)	
			30			
7	利益活用計 画	事業利益活用の基本方針	10	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地域特性や課題を踏まえた方針であり、本市の各行政計画と整合性が図られたものとなっているか。 ・地域貢献への取組方針が具体的であり、将来の事業展開の方向性が明確に示されているか。 	5-(9), 6-(3)	4-8
		事業利益を活用した事業内容	20	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容や手法が明確に示され、経営資源や地域資源（ヒト・モノ・カネ）の裏付けがあり、市民の理解が得られる蓋然性が高いなど、実現性があり、かつ、独自性の高い多様な提案がなされているか。 ・提案した事業内容について、定量的に把握できる提案となっているか。 ・市内事業者の連携手法等が明確に示されているか。 	5-(9), 6-(3)	
			30			
合計			200			